

被扶養者確認をおこないます

【全対象者（パートタイマー含む）WEB 回答】

令和6年1月に生計維持確認を行うため、該当項目の書類をご準備ください

◆同居必須の家族がおられる方

～下記の方は同居していることを確認させていただきます～

「義父母、おじ・おば、甥姪、子の配偶者、配偶者の子供（養子除く）」

証明書（住民票）は、被保険者（世帯主）を筆頭に該当する家族が同じ住所であることがわかる形式の書類を提出してください。
家族のみが記載されているものは無効です。

「同居が必須条件となる家族」について、被保険者と同居していることを確認するため、住民票などの公的な証明書をご提出いただきますので、必ずご準備ください。

その他の注意点について

- ①上記の家族が別居された場合は抹消手続きが必要です。
労務担当者までお申し出ください。
- ②上記以外の家族について証明書の準備は不要です。



◆別居家族がおられる方

～仕送りしていることを確認させていただきます～

3か月分の証明書が必要となりますので、必ずご準備ください。（単身赴任、学生は対象外です）

【送金・振り込みの確認できる証明書】

- ① 銀行・郵便局の通帳の写し …………… 3か月分（令和5年10月・11月・12月）
または
- ② 振込依頼書・現金書留の控えの写し …… 3か月分（令和5年10月・11月・12月）

【その他の注意点】

- ①手渡しによる仕送りは認められませんので、必ず上記の証明書をご準備ください。
- ② 振込者、受取者の名前が確認できるものをご準備ください。
- ③ 送金証明ができない場合は、遡って被扶養者の認定取り消しとなる場合があります。
- ④ 現在送金ができていない方、金額が足りない方は抹消手続きが必要です。
労務担当者までお申し出ください。

